

令和 7 年度

南信州圏域市町村職員採用共同試験実施要綱

【令和 7 年 10 月採用 令和 8 年 4 月採用

行政保健師】

令和 7 年 4 月 25 日
飯田市 阿智村 平谷村
売木村 天龍村 大鹿村

南信州圏域では、地域の健康を支える行政保健師を求めています

- この試験は、南信州圏域内の 6 市村（飯田市、阿智村、平谷村、売木村、天龍村、大鹿村）が行政保健師を採用するために共同で行う試験です。
- 受験者は、志望する自治体を、最大で参加自治体数（6 団体）まで選択して受験の申込ができます。
- 申込をした志望するすべての団体の第 1 次試験を受験できます。

◆受験申込受付期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）から令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時 15 分まで

◆第 1 次試験

令和 7 年 5 月 30 日（金）から令和 7 年 6 月 5 日（木）まで ※期間内に受験

第 1 次試験は総合能力試験「SPI 3」（Web テスト方式）により行います。教養試験・専門試験はありません。



1 採用の区分、採用予定人数等

採用の区分	自治体名	採用予定人数	志望自治体の選択方法
行政保健師（※）	飯田市	2人程度	表に記載の自治体の中から採用を希望する自治体を選択してください。 最大で参加自治体数6団体まで選択できます。
	阿智村	1人	
	平谷村	1人	
	売木村	1人	
	天龍村	2人	
	大鹿村	1人	

※ 行政保健師で採用された場合、採用後において、保健師としての業務のほか、異動等により一般行政業務（事務など）を行う場合があります。

2 受験資格

(1) 次の受験資格に該当する人

令和8年4月採用

採用の区分	受験資格
行政保健師	平成5年4月2日以降の出生者で、保健師資格取得者（令和8年の春までに当該資格を取得する見込みの方を含みます）
行政保健師（天龍村のみ）	保健師資格取得者（令和8年の春までに当該資格を取得する見込みの方を含みます）

令和7年10月採用（阿智村を除く）

採用の区分	受験資格
行政保健師	昭和61年4月2日以降の出生者で、保健師資格取得者かつ国、公共団体、民間企業等における職務経験を3年以上有する者（※）
行政保健師（天龍村のみ）	保健師資格取得者

※ 職務経験とは、週30時間以上の勤務をした経験が該当（臨時職員としての期間を含む。）し、令和7年9月末までに通算で3年以上であることを要します。なお、休業等（育児休業、傷病休暇等）のため業務に従事しなかった期間が1カ月以上ある場合は、その期間は職務経験には通算できません。

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

- ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・採用を志望する自治体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 外国籍の方も受験できますが、採用後、公権力の行使にあたる業務などは従事できません。

3 試験の概要

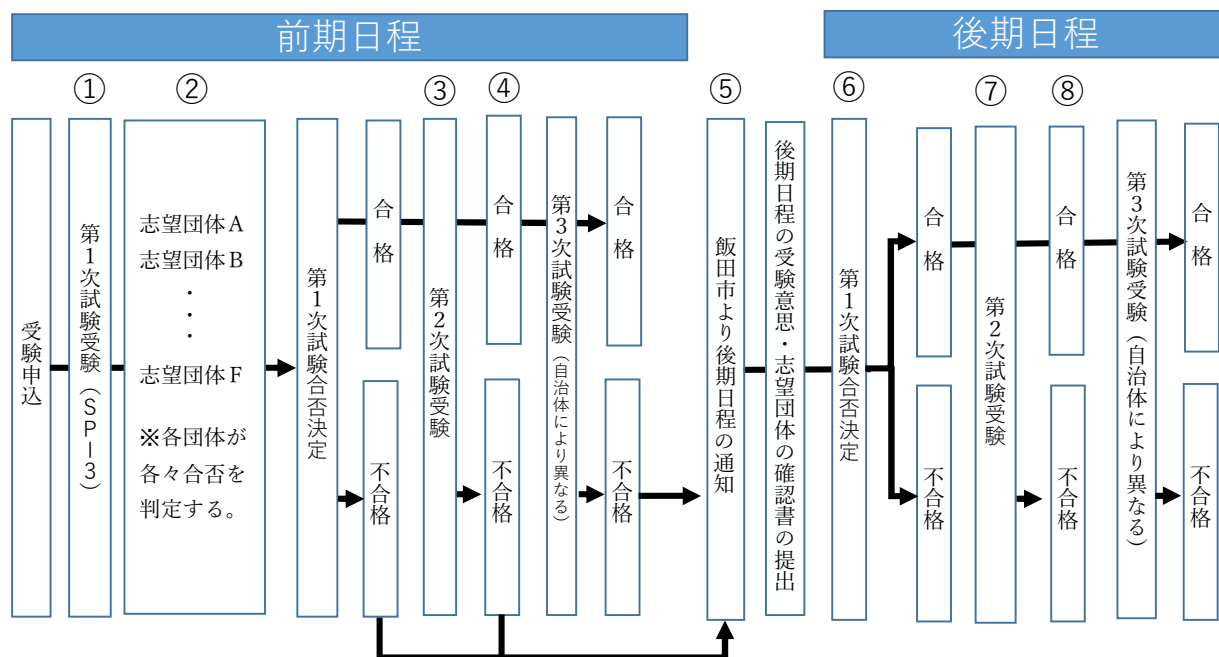
(1) 前期日程及び後期日程（※）について

4 (1)アで実施する第1次試験を受験すると、前期日程で不合格となっても、第1次試験の成績により、後期日程の受験の機会が得られます。ただし、先に実施した試験で不合格または受験を辞退した自治体を再度受験することはできません。

※ 後期日程は、前期日程において各自治体の採用予定人数を確保できなかった場合で、かつ必要と判断した場合に当該自治体で実施します。実施時期は9月以降を予定しています。

(2) 前期日程と後期日程の流れ

【試験の流れ】



- ① 受験者は4 (1)アに記載した期間内に、第1次試験を受験します。
- ② 志望された各自治体は、第1次試験の成績により前期日程第1次試験合格者を決定し、合否を受験者に対し通知します。
- ③ 前期日程第1次試験合格者は、合格となった自治体の前期日程第2次試験を受験します。
- ④ 自治体は、上記③の前期日程第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。(自治体によっては、第3次試験を行う場合があります。)

(以下、後期日程を実施する自治体がある場合)

- ⑤ 本試験の業務主体である飯田市は、各自治体が後期日程を実施する場合、前期日程において最終合格とならなかった受験者に対し、後期日程を実施する旨を通知し、受験の意思及び志望自治体の確認を行います。

※後期日程を実施する自治体がない場合は、その旨を通知します。

※前期日程で不合格または受験を辞退した自治体を後期日程で再度受験することはできません。

- ⑥ 後期日程を受験する意思を示した受験者を対象に、各自治体は上記①の第1次試験の結果により後期日程の第1次試験合格者を決定し、可否を受験者に対し通知します。
- ⑦ 後期日程の第1次試験合格者は、合格となった各自治体の後期日程の第2次試験を受験します。
- ⑧ 各自治体は、後期日程の第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。(自治体によっては、第3次試験を行う場合があります。)

4 試験の方法、内容、日時等

(1) 第1次試験

第1次試験は参加自治体共同で実施します。

ア 採用試験の方法、日時等

採用の区分	試験の方法	内容	日時
行政保健師	①動画審査 (4分程度の動画提出) ②総合能力試験 (約2時間)	①受験者が提出した 動画の審査 ②高校卒業程度の SPI3(文章の意味の 理解力、論理的思考 力、適性検査)	①受験申込受付期間内にP7 「7 受験手続」によりインタ ーネットを受験申込を行い、ナビ ゲーションに従って動画を提出 (※1) ②令和7年5月30日(金)から 令和7年6月5日(木)までの期 間のうち受験者が指定する日 時(※2)

※1 インターネットに接続されたパソコン又はスマートフォンが必要です。提示された質問に対する回答をパソコンやスマートフォンなどであらかじめ録画し、エントリーシートの所定の場所にアップロードしていただきます。

※2 インターネットに接続されたパソコンで指定期間内に受検していただく「Webテスト」形式により実施します。受検手続きの詳細については、受験申込受付期間終了後、受験申込時に記載していただいたメールアドレス宛に送付する電子メールによりご案内します。

イ 前期日程第1次試験の可否及び合格者の発表

前期日程第1次試験の合格者は、第1次試験の成績により決定し、令和7年6月下旬頃までに、志望した自治体から受験者に直接可否を通知します。

(2) 前期日程第2次試験

ア 第2次試験の実施

第2次試験は、第1次試験合格者を対象に、各自治体が個別に実施します。(自治体によっては、第3次試験を実施する場合があります。)

イ 第2次試験の合否及び合格者の発表

第2次試験の合格者は、各自治体が第2次試験の成績に基づき決定します。合否については、各自治体から第2次試験実施後に、受験者に直接通知します。

【各自治体の前期日程第2次試験】

自治体名	試験の方法	内容	日時	場所	合格発表
飯田市	人物試験（45分程度）	個別面接	令和7年7月中旬	飯田市役所	令和7年7月下旬頃まで（第3次試験実施まで）
阿智村	面接試験	個別面接	7月下旬	阿智村役場	8月上旬
平谷村			7月下旬	平谷村役場	7月下旬
売木村			7月中旬	売木村役場	8月下旬
天龍村			7月中下旬	天龍村役場	8月中下旬
大鹿村			7月下旬	大鹿村役場	8月下旬

(3) 前期日程第3次試験

第2次試験合格者を対象に行います。

自治体名	試験の方法	内容	日時	場所	合格発表
飯田市	人物試験（30分程度）	個別面接	令和7年8月上旬	飯田市役所	令和7年8月下旬まで

(4) 後期日程

後期日程は、前期日程において各自治体の採用予定人数を確保できなかった場合、かつ必要と判断した場合に当該自治体で実施します。

ア 後期日程に関する通知

本試験の業務主体である飯田市は、前期日程で最終合格とならなかった受験者（以下、前期日程不合格者という。）に対して後期日程を実施する旨を通知します。後期日程の実施について通知し、受験意思の有無について回答を求めます。後期日程を実施しない場合は、実施しない旨を通知します。

なお、後期日程に関する通知は、受験申込時に記載した志望自治体に関わらず、すべての前期日程不合格者に対して行います。

イ 後期日程受験の意思確認

前期日程不合格者は、(4)アの通知を確認し、後期日程を受験する意思の有無について飯田市に回答します。受験の意思がないと回答した場合は後期日程の受験の対象外となります。

※前期日程で不合格または受験を辞退した自治体を後期日程で再度受験することはできません。

ウ 後期日程の実施

後期日程を実施する各自治体は、第1次試験の成績に基づき、(4)イで受験の意思を示した受験者の可否を決定し、受験者へ直接通知します。第2次試験以降についても実施する自治体から受験者に対し通知します。

(5) 健康診断及び受験資格調査

採用内定者を対象に、通常の職務遂行に必要な健康度についての健康診断及び受験資格の調査を行います。

5 採用決定から採用まで

- (1) 各自治体において健康診断及び受験資格調査の結果に基づいて採用を決定し、採用内定者に直接通知します。
- (2) 採用予定日は、令和7年10月1日または令和8年4月1日のいずれかとなります。なお、この採用は地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用であり、条件付で採用された時から起算して6か月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式採用とならない（免職）場合があります。
- (3) 採用決定を受けた方が、地方公務員法第33条の規定に該当する行為その他公務員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。
- (4) 受験申込書等の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。
- (5) 「受験資格等」欄に掲げる資格を取得する見込みである方については、採用決定を受けた場合であっても、当該資格を取得できなかったときは、採用されません。

6 勤務予定機関、給与等

自治体名	勤務予定機関	給与	
		初任給 (大学新卒者)	手当
飯田市	飯田市役所、各出先機関等	257,100 円	通勤、期末・勤勉、扶養、住居、 特殊勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
阿智村	阿智村役場（民生課）	220,000 円	
平谷村	平谷村役場（住民課）	220,000 円	
売木村	売木村役場（住民課）	220,000 円	
天龍村	天龍村役場（健康福祉課）	226,700 円	
大鹿村	大鹿村役場（保健福祉課）	220,000 円	

※ 給与は令和7年4月1日現在の内容であり、採用までの間に変更となる場合があります。また、職歴のある方は原則としてこれより高い初任給が支給されます。

7 受験手続

(1) インターネットによる受験申込

- ア 志望する自治体にかかわらず本試験の業務主体である飯田市のホームページ
(<http://www.city.iida.lg.jp>) の「飯田市職員採用」のページにアクセスしてください。

🔗 こちらのQRコードからもアクセスできます→→→→→→→→→→



- イ 上記アのページ内にある外部リンクをクリックし、「職員募集」から該当の試験を選んで、ナビゲーションに従い必要事項の入力を行ってください。入力内容等に不備がある場合、受付できませんのでご注意ください。

ウ 受験申込受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）午後5時15分まで

- エ 志望自治体は、申込を受理した後は変更できませんので、内容を確認のうえ申し込みください。

(2) 試験案内通知

- ア 受験申し込みが完了しましたら、電子メールによりお知らせします。
イ S P I 3の受験手続きにつきましても、別途、電子メールによりご案内します。案内メールが令和7年5月28日（水）になっても届かないときは、次の連絡先までお問合せください。

🔗 【業務主体】飯田市総務部人事課人事係（電話：0265-22-4511 内線 2142）

お問合せ時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

8 各自治体の問合せ先

飯田市 担当：人事課 人事係 〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地 電話：0265-22-4511 内線 2142 https://www.city.iida.lg.jp	阿智村 担当：総務課 〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場 483 番地 電話：0265-43-2220 https://www.vill.achi.lg.jp
平谷村 担当：総務課 〒395-0601 長野県下伊那郡平谷村 354 番地 電話番号 0265-48-2211 https://www.hirayamura.jp	売木村 担当：総務課 〒399-1601 長野県下伊那郡売木村 968 番地 1 電話：0260-28-2311 https://www.urugi.jp
天龍村 担当：総務課 〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地 電話：0260-32-2001 https://www.vill-tenryu.jp	大鹿村 担当：総務課 〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 354 番地 電話：0265-39-2001 http://www.ooshika.nagano.jp

9 その他

- (1) この試験を受験する方の個人情報は、この試験の業務主体である飯田市及び受験者が志望する各自治体間で共有させていただきますが、職員採用の目的以外には使用しません。
- (2) この試験について不明な事項は、飯田市総務部人事課人事係（電話：0265-22-4511 内線 2142）にお問合せください。
【お問合せ時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで】